

水洗便所改造等資金融資あっせん及び 利子補給制度

融資あっせん制度とは？

下水道の使用により、これまで使用してきたくみ取り便所を水洗便所に改造したり、排水設備工事等を行うには、多額の費用が必要となります。

市では、この費用に充てていただくための資金の融資あっせんをいたします。

なお、この資金融資にかかる利子は市が負担します。

融資あっせんの内容は？

融資あっせんの内容

項 目	内 容
融資あっせんの条件	<ul style="list-style-type: none">・市税および下水道事業受益者負担金を滞納していないこと・自己資金のみでは、排水設備等の改造の資金を一時に負担することが困難であること・融資を受けた資金の返済能力を有すること・市内に居住し、独立の生計を営み、市税を完納しており、かつ、弁済の資力を有する確実な連帯保証人が1人あること又は、融資あっせんを受けようとする額に対して、取扱金融機関の指定する保証会社の保証を得ることができること ※下水道が使用できるようになった日から3年を経過したときは融資あっせんを行いません
融資あっせんの対象工事	<ul style="list-style-type: none">・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事およびこれに伴う排水設備工事・浄化槽を廃止する工事およびこれに伴う排水設備工事
融 資 額	70万円以内
融 資 期 間	40か月以内
償 還 方 法	元金均等月賦償還（利子は市が負担します）

取 扱 金 融 機 関	愛知銀行（津島支店） 名古屋銀行（津島支店、神守支店） いちい信用金庫（津島営業部、江東支店） ※あいち海部農業協同組合（津島支店、永和支店） ※海部東農業協同組合（神守支店）
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

※印の金融機関は、保証会社の保証料が必要となります。
詳しくは、金融機関にお問い合わせください。